

A light gray outline map of Asia and Oceania serves as the background for the page. It shows the major landmasses and island groups in the region, including the Korean peninsula, Japan, the Philippines, and the Indonesian archipelago.

2018年9月

外国人就労と環境

外国人就労の概観

外国人就労拡大・・・建設・農業・介護など

2018年6月5日、日本経済新聞

安倍晋三首相は5日の経済財政諮問会議で外国人労働者の受け入れ拡大を表明した。人手不足が深刻な建設や農業、介護など5業種を対象に2019年4月に新たな在留資格を設ける。原則認めていなかった単純労働に門戸を開き、25年までに50万人超の就業を目指す。



国際的な外国人労働者の獲得競争は激しい。今回の政府の事実上の方針転換は一步前進だが、国際基準に照らすとまだまだ出遅れている。外国人労働者から「選ばれる国」になるために受け入れ態勢の整備が急務だ。

首相は同日の諮問会議で「地方の中小、小規模事業者の人手不足が深刻化している」と力説した。「移民政策とは異なる」と説明し、「一定の専門性・技能を持つ即戦力の外国人材を幅広く受け入れていく仕組みを早急に構築する」と訴えた。菅義偉官房長官と上川陽子法相に制度設計に向けた調整を指示した。

政府は今月中旬に閣議で決定する経済財政運営の基本方針（骨太の方針）に新資格の創設を明記。今秋の臨時国会にも入国管理法改正案を提出する日程を描く。

日本の労働力人口は約6600万人。17年10月末時点の外国人労働者は約127万人と、労働力の約50人に1人は外国人が担う。15～64歳の生産年齢人口は40年度に18年度比で約1500万人減る見込み。首相の発言は将来の日本の労働力への危機感が背景だ。

新資格を得るには2つの入り口がある。一つは最長5年の技能実習制度の修了だ。技能実習生は研修期間を終えると本国に帰還しなければいけなかった。技能実習で得た経験をいかしてそのまま国内で仕事ができるようにする。

もう一つは新たに導入する試験に合格することだ。日本語の能力水準はある程度の日常会話ができる「N4」を原則として建設や農業などでは日本語がさらに苦手な人でも認める。技能面の能力を確認する。

外国人労働者・・・3つのポイント

2018年7月24日、日本経済新聞

(1) 現在は約50人に1人の割合

日本の労働力人口は約6600万人。このうち外国人は17年10月末時点で約127万人と、すでに労働力の約50人に1人ののぼります。

政府が2019年度から単純労働を含めた外国人労働者の受け入れ拡大に乗り出す。研修目的の技能実習などに限定してきた従来の政策は転換点を迎える。外国人に「選ばれる国」への環境づくりは急務だ。

(2) 人手不足が深刻な5分野中心に拡大

安倍晋三首相は6月の経済財政諮問会議で外国人労働者の受け入れを拡大する方針を明らかにしました。人手不足に悩む地方や企業からの要望が強まったため、年末の予算編成に向けた考え方をまとめた経済財政運営の基本方針（骨太の方針）に盛り込みました。対象は人手不足がとくにひどい**建設、農業、介護、造船、宿泊の5業種**が中心です。

人手不足が深刻な建設や農業、介護など5業種を対象に2019年4月に新たな在留資格を設ける。原則認めていなかった**単純労働に門戸を開き、25年までに50万人超の就業を目指す**。

(3) 今後どうなる？

政府は新しい在留資格を19年4月からスタートさせる考えです。移民政策はとらないと説明していますが、技能実習で日本にやって来る外国人の場合、新たな資格を得れば最長で10年間、日本で働くことができるようになります。今年の秋の臨時国会の法整備をめざします。

<https://www.nikkei.com/article/DGXMZO33329700U8A720C1000000/>

受け入れ業界は建設、農業、介護、造船、宿泊の5分野が中心だ。このほかにも技能実習の優良修了者らについては、金属プレスや鋳造など一部の製造業や非製造業の外食産業、漁業などでも受け入れを検討する。今後、人手不足の状況を考慮し、詳細な案を詰める。

https://www.nikkei.com/article/DGXMZO33321760U8A720C1MM0000/?n_cid=DSREA001

外国人雇用状況（その1）

平成29年10月末現在、厚生労働省 届出状況まとめ

<https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000192073.html>

外国人労働者数は約128万人。届出義務化以来、過去最高を更新

図1 在留資格別にみた外国人労働者数の推移

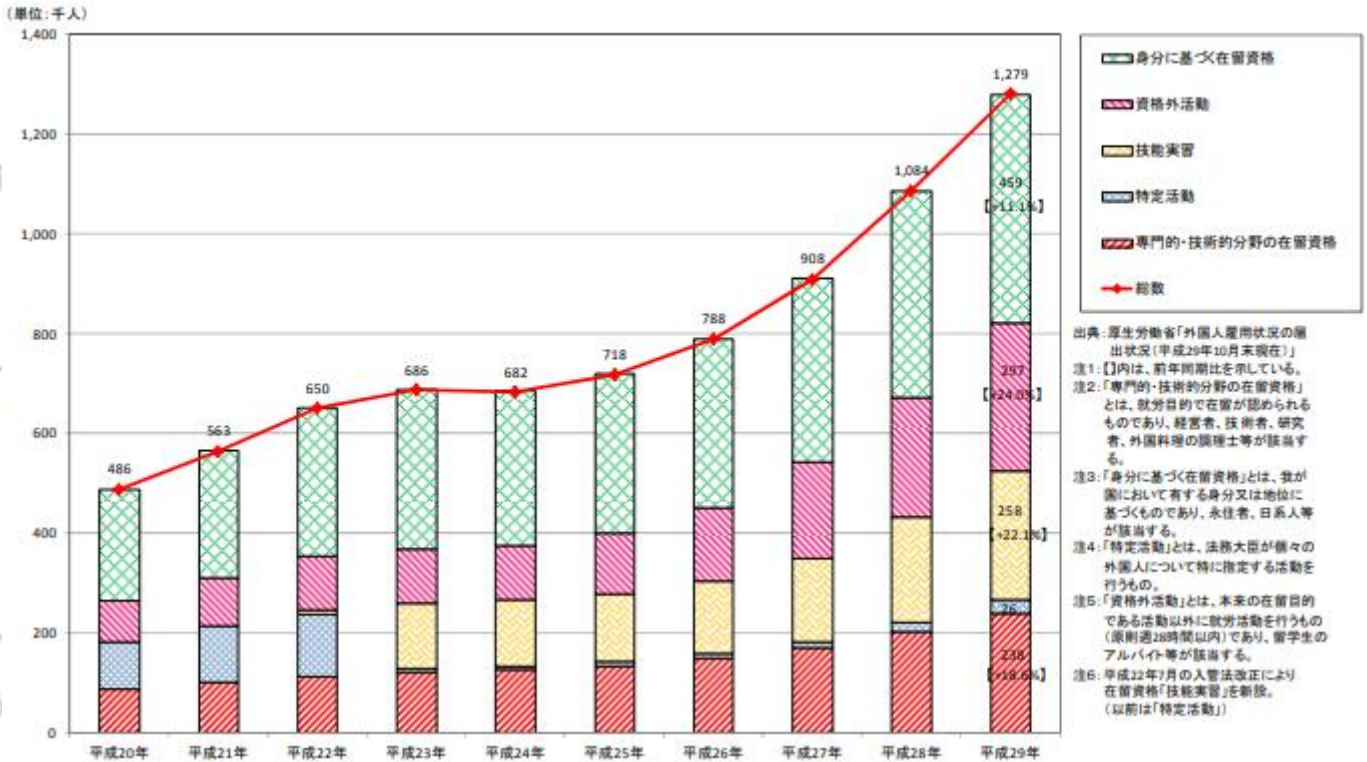
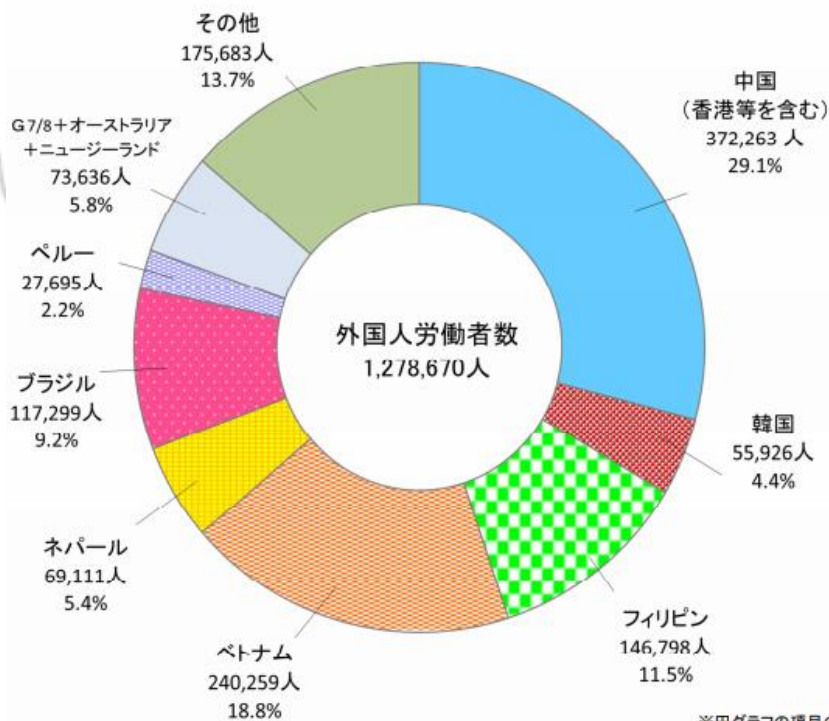


図2 国籍別外国人労働者の割合



外国人雇用状況（その2）

平成29年10月末現在、厚生労働省 届出状況まとめ

<https://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11655000-Shokugyouanteikyokuhakenyukiroudoutaisakubu-Gaikokujinkoyoutaisakuka/7584p57g.pdf>

外国人労働者数は約128万人。届出義務化以来、過去最高を更新

図5 産業別外国人雇用事業所の割合

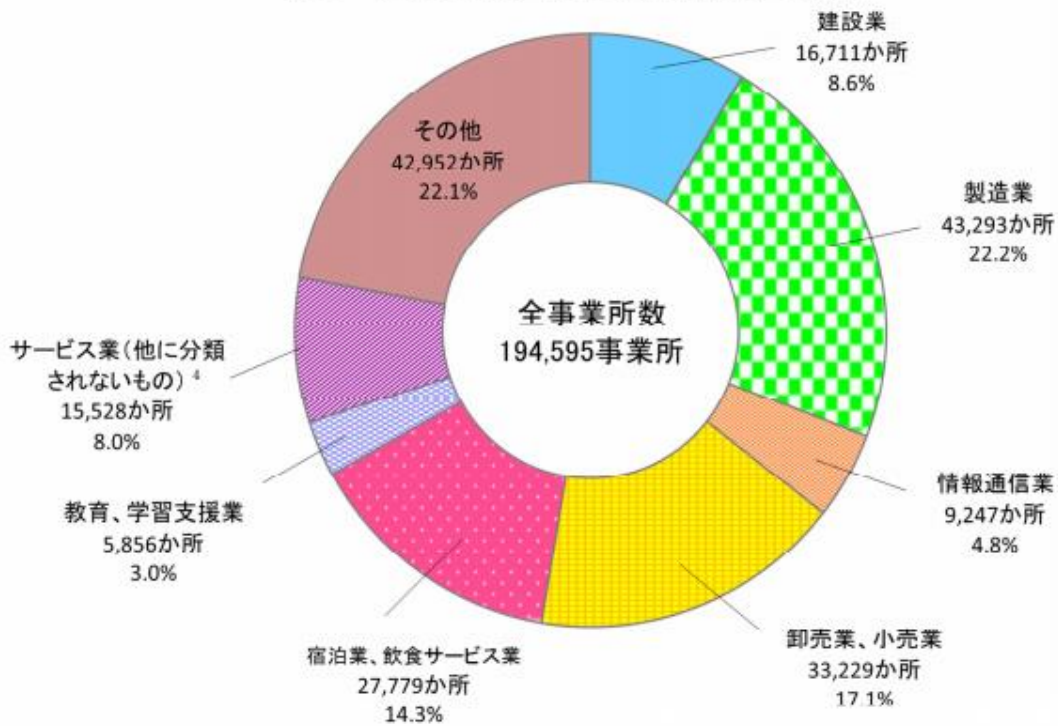
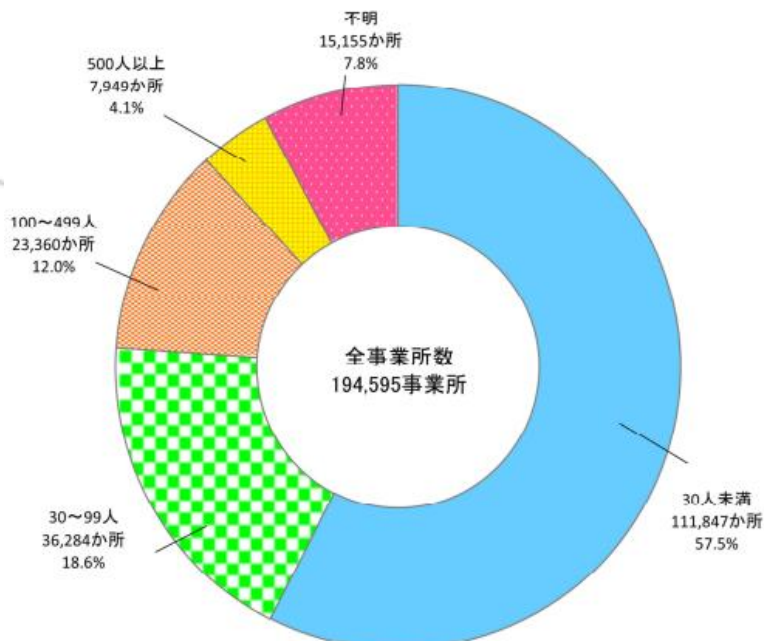


図6 事業所規模別外国人雇用事業所の割合



日本で就労する外国人のカテゴリー

厚生労働省、日本で就労する外国人のカテゴリー

(総数 約127.9万人の内訳)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/gaikokujin/gaikokujin16/category_j.html

出入国管理及び難民認定法上、以下の形態での就労が可能。

※外国人雇用状況届出（平成29年10月末現在）による。外国人雇用状況届出制度は、事業主が外国人の雇入れ・離職の際に、氏名、在留資格、在留期間等を確認した上でハローワークへ届出を行うことを義務づける制度（雇用対策法第28条）。なお、「外交」「公用」及び「特別永住者」は対象外である。（引用者注：日本人雇用と同様の手続きを行うが、「特定活動」の場合、個人による健康保険加入、年金免除など手続きが異なる）

(1) 就労目的で在留が認められる者

約23.8万人 (18.6%)

(いわゆる「専門的・技術的分野」)

一部の在留資格については、上陸許可の基準を「我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情」を勘案して定めることとされている。

「専門的・技術的分野」に該当する主な在留資格

在留資格	具体例
教授	大学教授等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者・管理者
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師
研究	政府関係機関や私企業等の研究者
教育	中学校・高等学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、私企業の語学教師、マーケティング業務従事者等
企業内転勤	外国の事業所からの転勤者
介護	介護福祉士
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機の操縦者、貴金属等の加工職人等

(2) 身分に基づき在留する者 約45.9万人

(35.9%)

(3) 技能実習 約25.8万人 (20.2%)

技能移転を通じた開発途上国への国際協力が目的。

平成22年7月1日施行の改正入管法により、技能実習生は入国1年目から雇用関係のある「技能実習」の在留資格が付与されることになった。（同日以後に資格変更をした技能実習生も同様）

(4) 特定活動 約2.6万人 (2.0%)

(EPAに基づく外国人看護師・介護福祉士候補者、ワーキングホリデー等)

(5) 資格外活動（留学生のアルバイト等） 約29.7万人 (23.2%)

本来の在留資格の活動を阻害しない範囲内（1週28時間以内等）で、相当と認められる場合に報酬を受ける活動が許可。

外国人技能実習制度とは

公益財団法人国際研修協力機構ウェブサイトより

<https://www.jitco.or.jp/ja/regulation/index.html>

1. 外国人技能実習制度の概要

- 技能実習制度の内容は、外国人の技能実習生が、日本において企業や個人事業主等の実習実施者と雇用関係を結び、出身国において修得が困難な技能等の修得・習熟・熟達を図るものです。期間は最長5年とされ、技能等の修得は、技能実習計画に基づいて行われます。(以前は1年) ※2017年10月77職種139作業対象

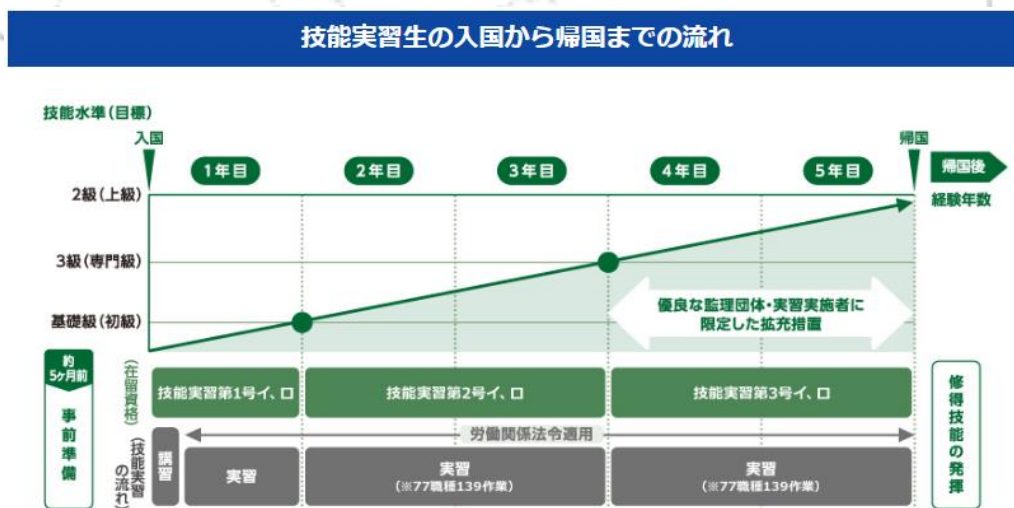
2. 技能実習生受入れの方式

- 企業単独型
- 団体監理型

3. 技能実習の区分と在留資格

- 技能実習の区分は、企業単独型と団体監理型の受入れ方式ごとに、入国後1年目の技能等を修得する活動(第1号技能実習)、2・3年目の技能等に習熟するための活動(第2号技能実習)、4年目・5年目の技能等に熟達する活動(第3号技能実習)の3つに分けられます。

4. 技能実習生の入国から帰国までの流れ



5. その他

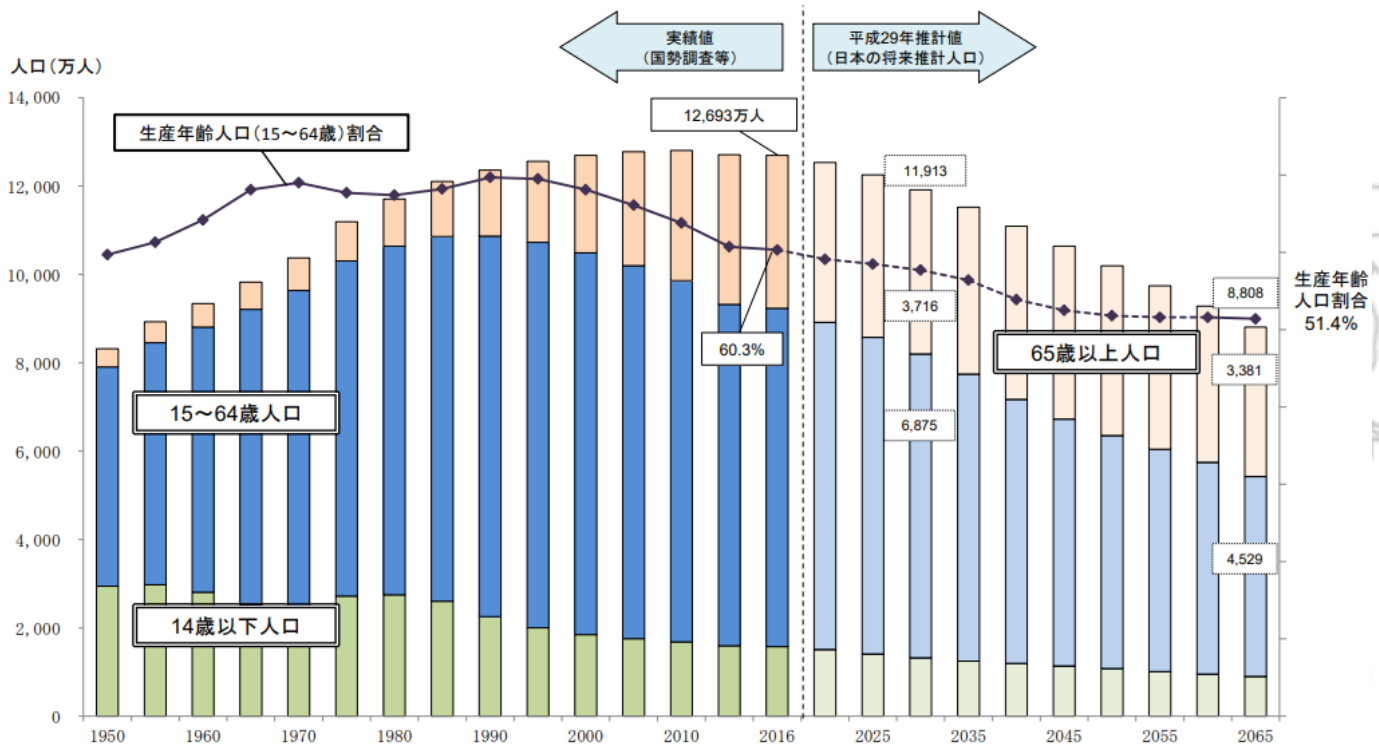
- 実習実施者は、技能実習を開始時、外国人技能実習機構に主務省令で定める事項を届け出なければなりません。
- 監理事業者は、外国人技能実習機構へ監理団体の許可申請を行い、主務大臣の許可を受けなければなりません。
- その他

人口と転職入職率の推移

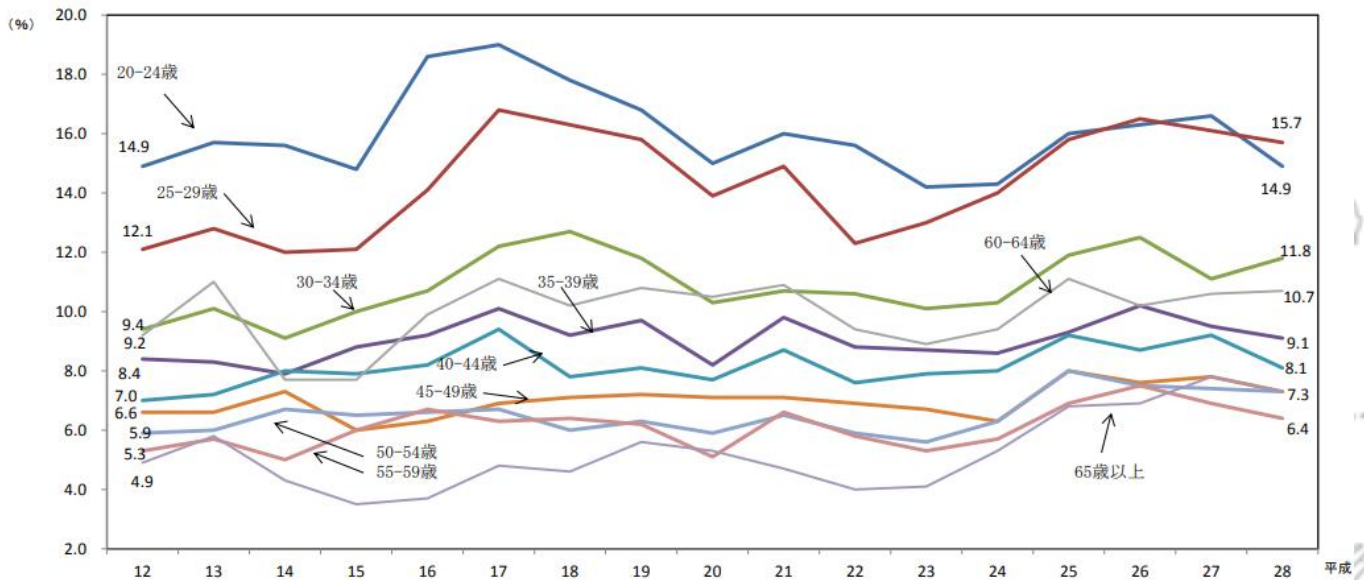
厚生労働省ウェブ公開資料より

https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12602000-Seisakutoukatsukan-Saniikanshitsu_Roudouseisakutantou/0000196022.pdf

○ 長期的に、人口・生産年齢人口は減少する見込み。



(備考) 2016年までの人口は総務省「人口推計」(各年10月1日現在)、生産年齢人口割合は2015年までは総務省「国勢調査」、2016年は総務省「人口推計」、2017年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計):出生中位・死亡中位推計」により作成。



※ 年齢階級別転職入職率 = 年間転職入職者数 / 6月末日現在の常用労働者数
 ・常用労働者: 次のいずれかに該当する労働者をいう。
 (1) 期間を定めずに雇われている者
 (2) 1か月を超える期間を定めて雇われている者
 (3) 1か月以内の期間を定めて雇われている者又は日々雇われている者で、前2か月にそれぞれ18日以上雇われた者
 ・転職入職者: 入職者のうち、入職前1年間に就業経験のある者をいう。

(備考) 厚生労働省「雇用動向調査」により作成。

労働力調査

総務省統計局ウェブ公開資料より

<http://www.stat.go.jp/data/roudou/sokuhou/tsuki/pdf/201807.pdf>

【就業者】

- ・就業者数は6660万人。前年同月に比べ97万人の増加。67か月連続の増加
- ・雇用人数は5953万人。前年同月に比べ114万人の増加。67か月連続の増加
- ・正規の職員・従業員数は3522万人。前年同月に比べ93万人の増加。44か月連続の増加。
- 非正規の職員・従業員数は2103万人。前年同月に比べ35万人の増加。10か月連続の増加
- ・主な産業別就業者を前年同月と比べると、**「医療、福祉」**、**「情報通信業」**、**「宿泊業、飲食サービス業」**などが増加

【就業率】

- ・就業率は60.0%。前年同月に比べ0.9ポイントの上昇

【完全失業者】

- ・完全失業者数は172万人。前年同月に比べ19万人の減少。98か月連続の減少
- ・求職理由別に前年同月と比べると、「勤め先や事業の都合による離職」が5万人の減少。
- 「自発的な離職（自己都合）」が15万人の減少

【完全失業率】

- ・完全失業率（季節調整値）は2.5%。前月に比べ0.1ポイントの上昇

【非労働力人口】

- ・非労働力人口は4262万人。前年同月に比べ89万人の減少。38か月連続の減少

原数値	実数 (万人、%)	対前年同月増減 (万人、ポイント)			
		7月	6月	5月	4月
就業者	6660	97	104	151	171
自営業主・家族従業者	666	-24	-2	5	4
雇用人	5953	114	92	135	159
(雇用形態別)					
正規の職員・従業員	3522	93	44	74	67
非正規の職員・従業員	2103	35	56	76	100
パート	1029	24	41	37	52
アルバイト	452	30	28	40	28
労働者派遣事業所の派遣社員	134	-6	-3	4	1
契約社員	296	-4	-7	-11	4
嘱託	117	-2	-5	4	5
その他	76	-6	2	3	9
(産業別)					
農業、林業	220	-3	6	10	20
建設業	508	1	9	1	12
製造業	1043	-4	12	8	0
情報通信業	221	16	-1	14	12
運輸業、郵便業	337	-2	6	6	-3
卸売業、小売業	1066	-8	-7	9	12
学術研究、専門・技術サービス業	241	8	6	13	2
宿泊業、飲食サービス業	416	12	17	21	44
生活関連サービス業、娯楽業	236	4	11	10	-11
教育、学習支援業	322	7	-1	-5	-1
医療、福祉	859	24	8	14	13
サービス業（他に分類されないもの）	431	7	-5	5	29
就業率	60.0	0.9	0.9	1.4	1.6
うち15～64歳	76.9	1.4	1.3	1.7	1.8
完全失業者	172	-19	-24	-52	-17
男	104	-13	-11	-29	-3
女	68	-6	-12	-23	-14
(求職理由別)					
定年又は雇用契約の満了	18	-1	-2	-7	0
勤め先や事業の都合	25	-5	-5	-7	-5
自発的（自己都合）	72	-15	-12	-27	-10
学卒未就職	8	1	-1	-5	-6
収入を得る必要が生じたから	16	-8	-12	-12	-3
その他	17	-2	-7	-6	-5
非労働力人口	4262	-89	-77	-109	-159

季節調整値	実数 (%)	対前月増減 (ポイント)			
		7月	6月	5月	4月
完全失業率	2.5	0.1	0.2	-0.3	0.0
男	2.7	0.1	0.2	-0.4	0.1
女	2.3	0.1	0.2	-0.1	-0.2

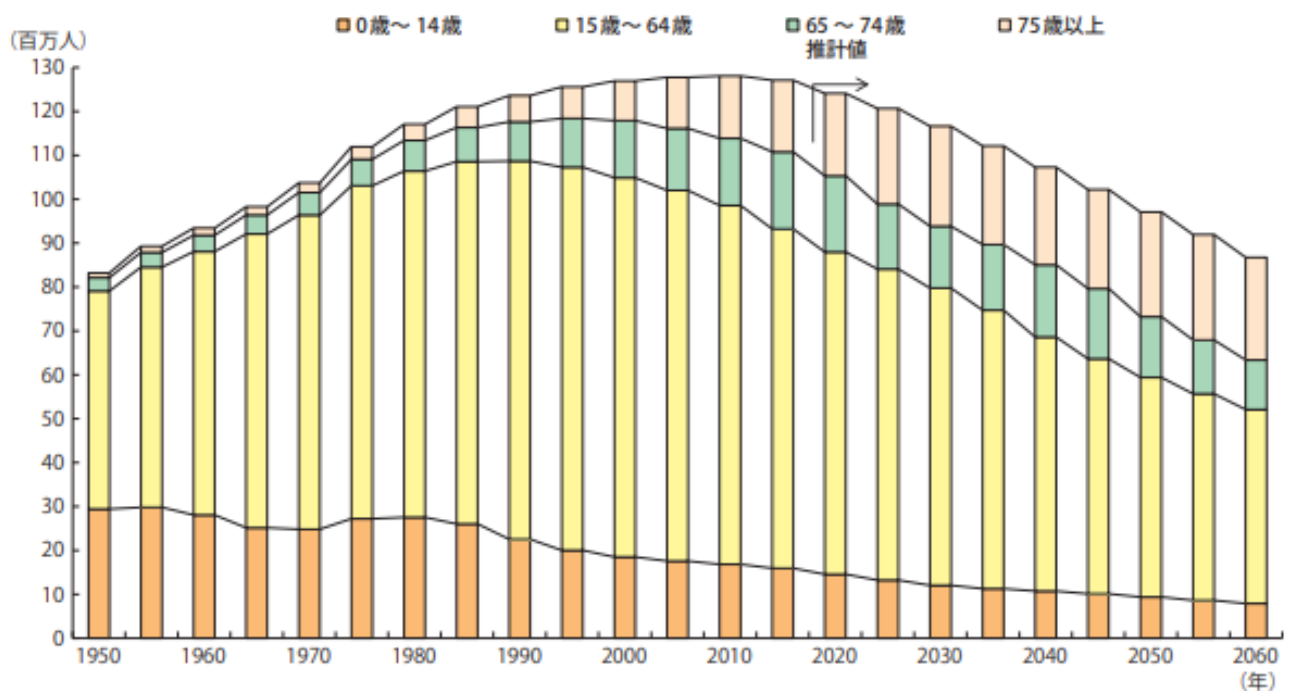
引用者注：2007年以降、最大の就業者数

雇用環境概観

2017年小規模企業白書

http://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/H29/PDF/shokibo/03sHakusyo_part1_chap3_web.pdf

第1-3-1図 年齢別人口推計の推移



資料：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」（平成24年1月推計）
(注) 1. 2020年以降は、将来推計人口は、出生中位（死亡中位）推計による。
2. 2015年までは総務省「国勢調査」（年齢不詳をあん分した人口）による。

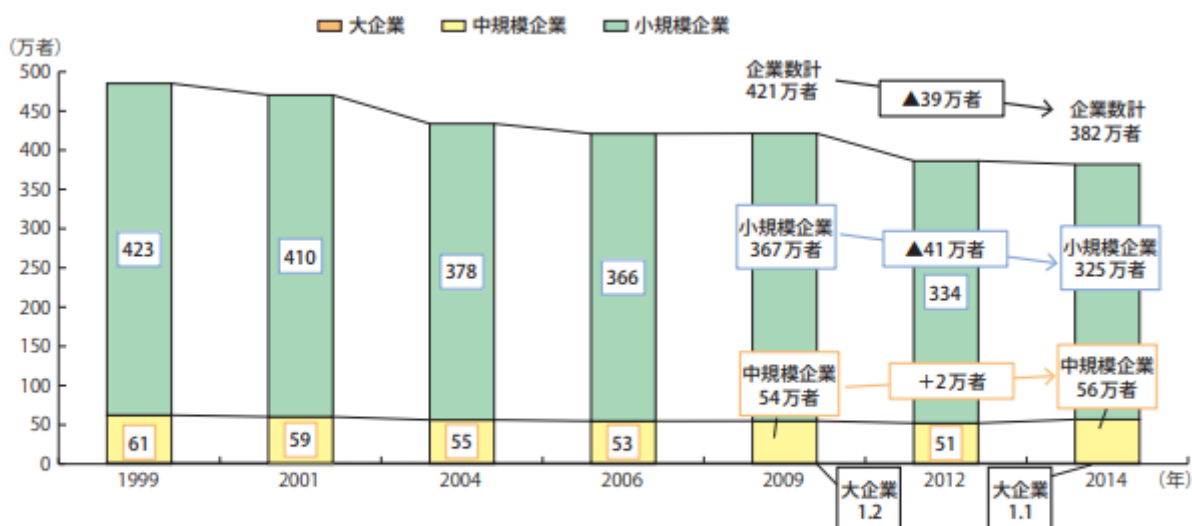
我が国の人口の推移と年齢別の構成比について確認していく。1950年以降、増加傾向にあった我が国の人口は足下で減少に転じており、年少人口及び生産年齢人口の割合が減少している一方で、高齢者人口の割合が増加していることから高齢化が加速していることが分かる（第1-3-1図）。今後の人口推移を確認すると、高齢者の中でも特に年齢層の高い75歳以上の人口増加が顕著になることが分かる。

企業規模別企業数の推移

2017年小規模企業白書

http://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/H29/PDF/shokibo/03sHakusyo_part1_chap2_web.pdf

第1-2-1図 企業規模別企業数の推移



資料：総務省「平成11年、13年、16年、18年事業所・企業統計調査」、「平成21年、26年経済センサス基礎調査」、総務省・経済産業省「平成24年経済センサス活動調査」

(注)1. 企業数＝会社数＋個人事業者数とする。

2. 経済センサスでは、商業・法人登記等の行政記録を活用して、事業所・企業の補足範囲を拡大しており、本社等の事業主が支所等の情報も一括して報告する本社等一括調査を実施しているため、「事業所・企業統計調査」による結果と単純に比較することは適切ではない。

我が国の企業数の推移を確認すると、1999年以降、一貫して減少傾向にあり、2009年から2014年の5年間で39万者の減少となった（第1-2-1図）。これを企業規模別に見ると、小規模企業が41万者減少し、中規模企業1が2万者増加し、大企業が約800者減少した。

海外在留邦人数推移

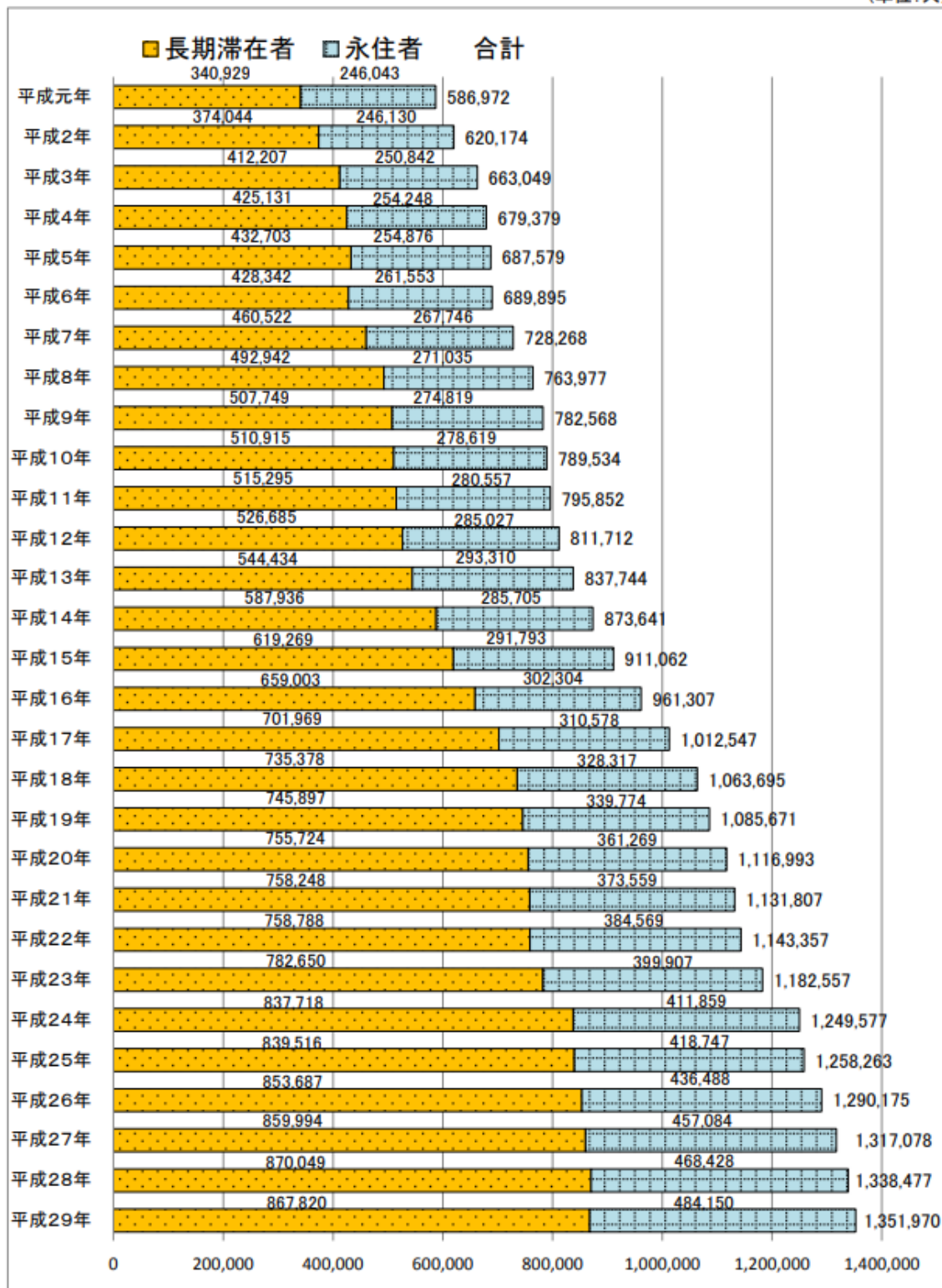
外務省、平成30年海外在留邦人数調査統計

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000368753.pdf>

2.2 海外在留邦人数推移

各年10月1日現在

(単位:人)



海外日系企業・拠点数推移

外務省、平成30年海外在留邦人数調査統計

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000368753.pdf>

3.2 (区分別) 日系企業(拠点)数推移

各年10月1日現在

(単位:拠点)

